

一般社団法人生活情報基盤研究機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人生活情報基盤研究機構（英称：Human-life Information Platforms Institute）と称する。なお、以下において本機構と呼ぶものとする。

2 本機構において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員を正構成員、社員総会を総会と呼ぶものとする。各機関については以下で定める。

(主たる事務所)

第2条 本機構は、主たる事務所を茨城県土浦市に置く。

2 本機構は、理事会の議決をもって従たる事務所を必要に応じて定めることができる。

(目的)

第3条 本機構は情報科学、医学及び人文学をはじめとする各分野の研究並びにデジタルメディア・情報基盤の研究開発によって学術、芸術及び文化的な生活を振興し、多様性を肯定できる統合された社会を実現し、個人のプライバシーを擁護することを目的とする。

2 本機構は、前項の目的を達するため、以下の事業を行う。

- (1) 調査・研究事業。
- (2) 実験的なデジタルメディア・情報基盤の開発及び運用事業。
- (3) 広報・啓発事業。
- (4) その他本機構の目的を達するために必要な事業。

3 前項の事業は、全世界において行うものとする。

(公告)

第4条 本機構の公告は、電子公告によるものとする。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 構成員

(種別)

第5条 本機構の構成員は以下の3種とし、正構成員をもって一般法人法上の社員とする。

- (1) 正構成員 本機構の趣旨に賛同し、本機構を運営するために参加した個人。
 - (2) 一般構成員 本機構の事業に参画し、また事業を利用するために参加した個人。
 - (3) 賛助構成員 本機構の事業を賛助するために参加した個人及び団体。
- 2 構成員となるには、本機構所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 構成員は、本機構の目的を達するため、必要な経費を負担する義務を有する。

- 2 構成員は、総会で別に定める負担金を納入しなければならない。
- 3 事情あると認められる場合には、総会の定めるところにより負担金を減免または猶予することができる。

(脱退)

第7条 構成員は、いつでも申し出により脱退することができる。ただし、正構成員が脱退及び5条に定める種別の変更を行うには、1箇月以上前に本機構に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 本機構の構成員が、本機構の名誉を毀損し、若しくは本機構の目的に反する行為をし、又は構成員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の決議によりその構成員を除名することができる。

(資格喪失)

第9条 構成員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上負担金を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(正構成員名簿)

第 10 条 本機構は、正構成員の氏名及び住所を記載した正構成員名簿を作成する。

(構成員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 構成員が第 9 条の規定によりその資格を喪失したときは、本機構に対する構成員としての権利を失い、義務を免れる。正構成員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本機構は、構成員がその資格を喪失しても、既納の負担金その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総会

(種別)

第 12 条 本機構の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 13 条 本機構の総会は、全ての正構成員をもって構成する。

2 正構成員は、各 1 個の議決権を有する。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 負担金の額
- (2) 構成員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 役員の報酬等の額又はその基準
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第 15 条 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、正構成員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正構成員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正構成員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その総会において、出席した正構成員の中から、議長を選出する。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正構成員の議決権の 3 分の 1 以上を有する正構成員が出席し、出席した正構成員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正構成員の半数以上であって、総正構成員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正構成員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(代理)

第 19 条 総会に出席できない正構成員は、他の正構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第 20 条 理事又は正構成員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正構成員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該

事項を総会に報告することを要しないことにつき正構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 役員

(役員)

第 22 条 本機構に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
 - 3 理事のうちから、業務執行理事を若干名定めることができる。

(選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、本機構又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 24 条 代表理事は、本機構を代表し、その業務を執行する。

- 2 業務執行理事は、理事会の決定したところに従い、本機構の業務を執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、6 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬)

第 28 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本機構から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 29 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本機構の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本機構との取引
 - (3) 本機構がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本機構とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第 30 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本機構に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 本機構は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成及び規則)

第31条 本機構に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

(権限)

第32条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本機構の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
 - 3 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 4 監事は、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 24 条第 3 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 6 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 38 条 本機構は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 39 条 拠出された基金は、本機構が解散するまでは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 40 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 41 条 本機構の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本機構の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場

合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第 1 項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第 1 号から第 3 号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
 - (3) 財産目録
 - (4) 役員名簿
 - (5) 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類
 - (6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。
 - 3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時総会の承認を受けなければならない。
 - 4 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正構成員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 44 条 本機構は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益の禁止)

第 45 条 本機構は、本機構の構成員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 本機構は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 本定款は、総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第 47 条 本機構は、次の事由によって解散する。

- (1) 総会の特別決議
- (2) 一般法人法上の社員たる正構成員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により本機構が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 48 条 本機構が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本機構と類似の事業を目的とする法人であって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、または国もしくは地方公共団体に贈与する。

第 9 章 名誉職

(顧問)

第 49 条 本機構に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べるができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、本機構はその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 50 条 本機構は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 51 条 本機構は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 附則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、本機構の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 53 条 本機構の設立初年度の事業年度は、本機構の成立の日から成立の日の後最初に来る 12 月末日までとする。

(法令の準拠)

第 54 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(設立時役員)

第 55 条 本機構の設立時代表理事及び理事及び監事は、次のとおりである。

(※省略しています。登記をご参照ください。)

(設立時社員)

第 56 条 設立時社員（正構成員）の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

(※省略しています。登記をご参照ください。)